

大北森林組合 組合長最終意見陳述

このような裁判の場に立った者として、最後に意見を述べる機会を与えていただきましたので、一言心情を述べさせていただきます。

この度の補助金適正化法違反につきまして、税負担者、長野県民はもとより、長野県、国、関係者の皆様に、心から深くお詫び申し上げます。

私達が起こしてしまったこの度の事件により、社会の公益を害することとなり、組合員はもとより多くの方が、組合に裏切られたと深い憤りを持たれ、また大北地域、県全体のイメージダウンにもつながってしまいました。

組合は重く、深く反省し、皆様の信頼回復に努め、二度とこのようなことを起さないように、組合の役職員が一つになって、組合の精神、原点を改めて確認し合い、長野県をはじめとする皆様のご指導のもと、組合の刷新と経営の立て直しを行い、社会的信頼を早期に取り戻し、社会的義務と地域への貢献を果たすべく、取り組んでまいります。

組合の前途は非常に厳しいものとなることは覚悟しておりますが、再生に向かい、長野県をはじめ皆様のご指導のもと、誠心誠意取り

組んでまいります。

大北森林組合の再生のため皆様方のご支援、ご協力につきましても、あわせて深くお願い申し上げます。

ここに述べました、私どもの謝罪と反省の思い、今後の再生に向けた誓いには、いささかの欺瞞ありませんが、裁判は、真実に向き合う場であると思いますので、さらに、私どもの真実の思いを述べさせていただきたいと思います。

補助金申請を行ってきた組合職員は、けっして、金銭欲のために、それをしていたのではありません。組合職員は、補助制度の理解こそ不十分でありましたが、地域を愛し、森林（やま）を愛し、地域組合員のためにとの思いで一生懸命に仕事をしてきたつもりです。国内林業が衰退するなか、地域の森林のため、組合員のためと信じ、誇りをもつて、仕事をしてきたつもりです。

そのように地域を愛する思いは、私たち組合のみならず、県民の皆様をはじめ関係者、皆様の思いでもあったと確信しております。

そのような思いで、日々の業務として行ってきた補助金申請の作業が、突如、「大北森林組合補助金不正受給事件」として、強い非難を受けることとなりました。

組合組織と役職員は、自責の念、慚愧の念にさいなまれると同時に、繰り返し繰り返し脳裏に浮かび、しかし決して答えが出ることのない「疑問と疑念」に、苦悩する日々を送ってきました。

皆様のご指導により、今では補助金制度の理解も進み、各々の責任と静かに向き合うことができていますが、今なお、胸の奥底に鬱積したものは晴れることはありません。

様々な事情により、言葉にすることが許されない、無念さ、苦悩、心の叫びを、裁判所におかれましては、どうか、お察しいただけますと幸いです。

私どもが、この裁判に望むことは、「真実を明らかにしていただきたい。」ということです。

私ども組合にも、真実究明の責務があることは、十分自覚しておりますが、恐れながら、私ども独力では、これらのことを解明しきることができずにあります。この裁判を通じて、この事件の真実の姿が明らかになることを切に願っております。

最後に、今一度、心から深く深く、お詫び申し上げます。

平成28年12月20日

大北森林組合

代表理事 西澤 清